

都市景観の新たな展開について（昭和 63 年 10 月 神戸市都市景観審議会 答申書）《概要》

1. はじめに

- ・第 3 次総合基本計画（昭和 61 年 2 月）において、都市景観形成施策は、人間環境都市の基調をなすと同時に、これからの新しい都市づくりに不可欠な要件と考えられている。
- ・都市景観行政の扱うべき内容はますます多様化・拡大化し、市民・事業者・専門家・行政の果たすべき役割と責務が改めて問われることになる。
- このような中、都市景観行政のあり方を展望し、その具体的な施策の方向を提言する。

2. これまでの経緯と背景

(1) 自然環境の保全

- ・自然環境保全のために、その適正な利用とともに、開発行為の規制等の施策が実施されてきた。
- 自然地域景観は眺望型景観としても重要であるが、自然環境の保全との調和を図るための都市景観形成施策は今後の大きな課題である。

(2) 歴史・文化環境の保全

- ・単体としての建築文化財だけでなく、歴史・文化環境の保全にも比較的早くから取り組んできた。
- 歴史的遺産を景観資源として位置づけ、まちづくりに活かせる条件を整えることが急がれる。

(3) 公共空間の整備

- ・公園緑地の確保や歩行者空間の演出に早くから取り組まれてきた。
- 土木施設についての景観誘導、無電柱化、屋外広告物の規制・誘導などの他、ウォーターフロントでの都市開発にあたっては、親水性や眺望を活かした特色ある公共空間の整備が望まれる。

(4) 建築物等のデザイン誘導

- ・「都市景観形成地域」や「景観形成指定建築物等届出地域」あるいは「景観アドバイザー制度」の他に、新開発地における景観調整会議になど独自の協定による景観誘導が進められている。
- 今後、眺望型景観の取り組みや、工業地、臨港地区あるいはニュータウンなど、幅広い地域での展開が期待される。

(5) 啓発活動

- ・これまでも市民、事業者、専門家などの理解と自主的な取り組みを促す啓発的施策がさまざまに積み重ねられてきている。
- これらの活動の推進は都市景観行政の根幹をなすもので、今後とも息の長い取り組みが必要である。

3. 新たな展開のための基本的視点

(1) 施策対象の拡大と総合化へ

景観行政の「地域別展開」と「具体的施策」の二つの側面から施策対象の拡大に総合的・体系的に取り組むことが大切である。

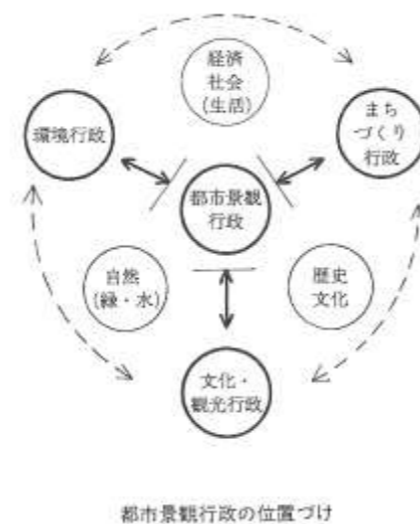
(2) 景観誘導の多面的展開へ

これまでの「事業的手法」や「規制・誘導的手法」の他に、今後はニュータウンの開発主体相互の調整による「計画・誘導的手法」や市民等の自発的取り組みを促す「啓発・誘導的手法」のような柔軟で弾力的な手法が一層重要になる。

(3) 行政主導から市民主体へ

これからも行政が先導的役割を果たすことはもちろんであるが、市民主体の取り組みを促すことが欠かせない。

市民自らが神戸らしさをもたらし、身近な景観を「まもり、そだて、つくる」意識が生まれることこそ都市景観行政の究極の目標といえる。



4. 新たな展開のための 15 の提言

(1) 各区ごとの「景観の顔」づくり

＝各区ごとに「景観の顔」をつくることによって、住民の地域に対する認識と親しみの増大を図る。

(2) インナーシティにおける取り組み

＝地区の魅力を高め、活性化を図るために、都市景観行政の立場からも積極的に取り組む。

(3) ウォーターフロントへの取り組み

＝神戸の景観的特徴であるウォーターフロントを、親しみのある市民の空間として整備を進める。

(4) 眺望型景観形成の積極的な展開

＝これまで重点が置かれていた環境型景観形成に加え、眺望型景観整備にも積極的に取り組む。

(5) 土木施設に対する取り組みの推進

＝ランドマークとしての役割や都市イメージを演出する柱として、周辺環境と調和した整備を進める。

(6) 屋外広告物に対する取り組みの推進

＝屋外広告物行政と都市景観行政との新しい連携を確立することが必要である。

(7) 無電柱化など公的空間における景観整備の推進

＝都市景観上重要などから順次、無電柱化やストリートファニチュアなどの設置をさらに進める。

(8) 歴史的建造物等の保全・活用

＝保全を進めるだけでなく、地域活性化の核としてまちづくりに活かすことも重要である。

(9) 花と緑の質的拡大

＝花と緑の量的拡大を推進するとともに、地域の特色や環境にふさわしい質的拡大を図る。

(10) 夜景・色彩の演出

＝夜景、光彩などによる演出、神戸らしい色彩や質感の材料によって、個性ある都市景観を創造する。

(11) 各種地域指定手法の導入

＝線的・点的な指定や 2 段階指定など、各地域の状況に応じた柔軟な地域指定を考える必要がある。

(12) 文化・観光行政との融合

＝市民文化を展開する場、また都市のイメージアップのためにも、文化・観光行政との融合が望まれる。

(13) 市民主体による景観形成の推進

＝啓発活動や景観教育、活動に対する支援手法、市民間の協定や景観基金等の制度整備が望まれる。

(14) 都市景観行政への事業者の活力の導入

＝民間の企業活動における景観事業の導入や景観形成への配慮を積極的に促していく。

(15) 都市景観の維持と活用

＝景観構成要素の維持・管理とともに、街全体を対象としたまちづくりを進めていくことが必要である。

5. おわりに

下記のような事柄が、積極的かつ早急に検討される必要がある。

(1) 制度の見直し

①まちづくりの中での都市景観行政の位置づけ、②土木施設・屋外広告物との調整、③景観形成上の維持・管理や景観阻害要素に対する改善要請等の明確な位置づけ、などについての制度検討。

(2) 組織体制の整備・連携

市民、事業者、専門家、行政等がそれぞれそれぞれの役割を果たすとともに、相互間の協力。

(3) 財政的援助

市民・事業者・行政などによる基金制度、景観形成建築物等の保全・活用に対する柔軟な助成制度・固定資産税の減免・低利の要旨制度の拡充等